

「Electrochemistry」誌論文投稿規程

1 投稿論文の種類と内容

- (1) 投稿論文は、電気化学または工業物理化学の分野における研究成果を英文または和文でまとめたもので、下記の種類のいずれかとする。
 - ① 報文(Article)：価値ある結論または事実を含む独創的な成果をまとめた論文。
 - ② 技術報文(Technological Report)：工業技術に直結した新しい知見、価値あるデータ、方法などをまとめた論文。
 - ③ ノート(Note)：断片的ではあっても新しい事実、価値あるデータ、方法などをまとめた原則として刷り上がり3ページ以内の論文。
 - ④ コミュニケーション(Communication)：新しい事実、価値あるデータ、方法などを組み、速報性を要する原則として刷り上がり3ページ以内の論文。
 - ⑤ 総合論文(Comprehensive paper)：著者のこれまでの論文数報の内容を、新しい見地からまとめた論文。
 - ⑥ 総説(Review)：ある分野の研究動向を、広範な文献調査に基づき、現状と将来展望の視点からまとめた論文。
- (2) 総合論文および総説以外は、その内容がすでに公刊されていないものに限る。なお、本誌のコミュニケーションまたは他誌のこれに相当するものとしてすでに掲載された内容をさらに充実させ、本誌に報文または技術報文として再投稿することは妨げない。

2 投稿原稿の提出および審査

- (1) 著者は、本規定および別に定める投稿の手引にしたがって投稿原稿を作成しなければならない。これらに反する投稿原稿は受付しない場合がある。
- (2) 著者は、投稿原稿(図表写真を含む)を、当編集委員会宛てに Web 投稿システムにより送付する。<https://www.editorialmanager.com/electrochemistry/>
- (3) Web 投稿システムによる投稿の完了日をその論文の受付日とする。
- (4) 投稿原稿の掲載の採否は、所定の審査を経た後、編集委員会の議により決定する。
- (5) 編集委員会は著者に投稿原稿の内容について訂正を求める場合がある。訂正を求められた投稿

原稿が返送日より2ヶ月以内に再提出されない場合は、投稿を取り下げたものとみなす。

3 著者校正

会誌掲載に際しては、著者校正を1回行う。この際、印刷上の誤り以外の字句の修正、挿入、削除は原則として認めない。校正刷りは受取後2営業日以内に校正し、返送する。

4 掲載後の内容訂正

編集委員会が認めた場合には訂正記事を掲載することができる。掲載料は別に定める。

5 掲載料

投稿論文が本誌に掲載されたときには、著者は別に定める掲載料を支払わなければならない。著者の一人以上が本会の正会員、シニア会員または学生会員の場合には掲載料が割引される。割引料は別に定める。

6 著作権

本誌および本誌の電子メディアに掲載された論文の著作権は、COPYRIGHT LICENSE AGREEMENT with The Electrochemical Society of Japan (電気化学会との著作権に関する合意書)により別途定めるものとする。

付則

この改正は2020年2月12日より施行する。

制定	昭和44年9月8日理事会承認
改正	平成元年9月12日理事会承認
改正	平成8年11月12日理事会承認
改正	平成10年9月4日理事会承認
改正	平成14年9月6日理事会承認
改正	平成20年9月18日理事会承認
改正	平成25年2月15日理事会承認
改正	平成27年12月21日理事会承認
改正	平成28年9月16日理事会承認
改正	2019年4月19日理事会承認
改正	2019年9月13日理事会承認
改正	2020年2月12日理事会承認

Article Processing Charges (投稿・出版加工料)

2020年3月1日改定

このたび掲載ページ数に従ってご負担いただいている Article Processing Charges (投稿料・出版加工料) について、以下のように改定を行います。組版作業のコストを反映して、ページ数に即した料金体系となっております。なお、この改定は3月1日以降、投稿された論文について適用されます。(現在、免除規定の設定を検討中です。)

(前)2020.2.29 までに投稿されたもの

総合論文, 総説, 報文, 技術報文

刷上り頁数	1—6 ページ	7 ページ以上
会 員	30,000	60,000
非会員	120,000	240,000

(単位：円, 税込金額)

コミュニケーション, ノート

刷上り頁数	3 ページ
会 員	20,000
非会員	80,000

(単位：円, 税込金額)

(新) 2020.3.1 以降に投稿されたもの

全カテゴリ

刷上り頁数	1—6 ページ	追加2 ページ毎
会 員	50,000	+ 10,000
非会員	150,000	+ 30,000

(単位：円, 税込金額)

* 投稿・出版加工料の改訂の適用は投稿日を基準とします。

* 別刷の発行はいたしません。

電気化学会との著作権使用許諾契約

(2020年2月12日)

以下の文書は“COPYRIGHT LICENSE AGREEMENT with The Electrochemical Society of Japan (February 12, 2020)”の翻訳版です。記載内容の効力は英文版に基づきます。

原稿の提出に際し、公益社団法人電気化学会（以下、ECSJ）の所定のウェブサイトのチェックボックスにチェックを入れることにより、ECSJに提出される原稿の著者（以下、著者）は原稿およびその Supporting information（以下「Supporting Information」）の著作権使用許諾に関する以下の条件を了承し、同意するものとする。但し、原稿がECSJに承認されていない、またはECSJによる承認前に撤回された場合、本契約に基づく使用許諾および以下の諸条件は無効となる。

1. 著作権使用許諾

著者は、原稿の編集、翻案、翻訳、複製、出版を行うために、世界中のすべての著作権の独占的使用許諾をECSJに付与し、編集するための世界中のすべての著作権の非独占的使用許諾を、また、Supporting Informationをあらゆる形式、媒体、手段で（現在のものであろうと将来の案であらうと）適応、翻訳、複製、および公表することECSJに付与するものとする。この著作権使用許諾契約は（すべての更新、延長、および差し戻しを含む）原稿の著作権の全期間（すべての管轄区域の中での原稿の著作権の最長期間までの間）、世界中において有効である。上記でECSJは附帯的使用許諾を含む指定された使用許諾を譲渡することができる権利を有する。ECSJは、ジャーナル内で独自にまたは他の関連資料とともに、すべてのメディア、手段により原稿を販売または頒布することができる。著者は、使用許諾料や使用料、およびこれらと同様と見なせる対価を支払うことなく、上記の使用許諾がECSJに付与されることに同意する。

2. ECSJの著作権所有

著者は以下の事項を了承する。

- (i) ECSJの公式な方針として、技術的出版物に含まれるすべての著作権のある素材およびその中に含まれる個々の貢献に対する著作権の独占的使用許諾を保持する。
- (ii) 第三者からの要求の場合には複製防止権を含むが、これに限定されないECSJが発行する資料の全部または一部を再発行するため、ECSJが独自の裁量で著作権使用許諾機関、著作権クリアランスセンター、および文書配信サプライヤなどの組織の要求に応じることがある。
- (iii) ECSJはハードコピー、マイクロフィッシュ、マイクロフィルム、電子媒体に限定されず、世界中にその技術出版物を配布することができる。
- (iv) ECSJは原稿、様々な概説、集合的著作物、データベースおよびその類似の出版物を要約し、翻訳することができる。

3. 作者の責任

著者はECSJに対して以下のことを表明し、保証するものとする。

- (a) 投稿された原稿は著者および、もしあればその原稿の他の共著者の原著作物であり、それらが他の作品や文書からの（全部または部分的）複製ではないこと。原稿に著者以外の人の著作物が含まれる場合でも、原稿は実質的に著者の原著作物であり、必要とされるすべての許可が関係する他者の著作物の使用のために関係する者により取得されていること。
- (b) 原稿はECSJによる出版の前にいかなる形式、媒体、手段によっても出版されておらず、また出版されることもないこと。
- (c) 本著作権使用許諾契約に基づいてECSJに付与された権利の行使がいかなる個人の著作権や機密事項の侵害またはいかなる契約または法律の侵害をもたらすことがないこと。
- (d) もし著者を除く他の著者がいれば、この著作権使用許諾契約の条項に了承し、同意すること。また、上記および上記に基づく先取特権において、原稿およびSupporting Informationのすべての使用許諾の付与に反対しないこと。

作者は、本条第3項における作者の表明および保証の違反に起因して ECSJ が被った損害、費用およびその他の損失（合理的な範囲での損失利益および弁護士費用を含む）については、ECSJ に対して賠償し、損害が生じないようにする。

4. 保持されている権利/利用規約

著者は、以下の各項目について ECSJ からの許可を求めることなく行う権利を有する。

- (a) 原稿の一部（要約を含む）を複製／再発行すること。
- (b) 個人および職務上の目的のため、原稿の複写および頒布、または ECSJ による出版後に原稿の責任著者に対して許可した原稿の PDF ファイルを頒布すること。但し、販売を目的とした提供を除く。
- (c) 原稿を著者の学術・研究論文を印刷形式として再発行すること、または論文の寄託のために著者の大学が有することができる任意の内部ウェブサイトを通じて著者の学位論文に上記 (b) に記載の PDF を掲載すること。
- (d) 上記 (b) に記載された PDF を著者の個人ウェブサイトまたは著者が所属する組織のイントラネットを介して利用可能にすること。
- (e) 原稿の改訂または改作、および原稿と同様の原稿の商業的利用以外の目的での原稿の修正版を頒布すること。
- (f) 口頭発表（スライド、オーバーヘッド、コンピューター投影などの視覚資料を伴うものを含む）で原稿を複製、実行、送信、およびその他の方法で一般に伝達すること。
- (g) 著者が記述した校正済み原稿（出版者により組版された PDF ではない）を機関リポジトリや公衆ネットワーク上にアップロードすること。

上記にかかわらず、第4条に基づくすべての再出版物または複製物のすべての著作権クレジットは情報源および ECSJ に賦与される。また、再出版物または複製物を受領した者はすべて原稿をさらに配布または複写しないように十分に告知されなければならない。

上記第4章 (a) から (g) に指定された以外の使用の場合、著者は ECSJ に書面による要求書を提出し、ECSJ の事前の書面による同意を得るものとする。第4章に基づく原稿の再発行および複製については、以下の引用の表記を伴う ECSJ における原著に関する了承を附記すること。

（原著） ー電気化学会の許可を得て転載（和文）

Reproduced by permission of The Electrochemical Society of Japan（英文）

5. 契約の改訂

上記の契約は、電気化学会によって予告なく変更されることがある。ただし、改訂前に提出された原稿については、著者の同意を得ることなく遡及的に適用されない。

6. 準拠法/管轄権

著作権ライセンスに関する本契約は、日本の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約に関連して生じる紛争は、第一審の裁判所として東京地方裁判所の専属管轄権の対象となる。

以上、著者または著者の署名について正当に許可された第三者により了承した。